

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則の規定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び同法第12条第1項の処分の基準は、次のとおりとする。

第1 審査基準

- (1) 改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「特定旧法」という。）第7条第3項の事業開始の指定期間の延長

特定旧法第7条第3項の規定による事業開始の指定期間の延長の諾否に当たっては、天災等による事故の場合や、事業の許可の際には予想されなかったような景気変動、都市計画又は道路計画等の遅延等の経済的社会的事情による場合など、旧一般ガスみなしガス小売事業者の責に帰すべき事由以外の正当な事由が存すると認められるか否かを判断するものとする。

- (2) 特定旧法第10条第1項の指定旧供給区域等小売供給の譲渡し及び譲受けの認可

特定旧法第10条第1項の指定旧供給区域等小売供給の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、第1（7）を準用するものとする。

- (3) 特定旧法第10条第2項の法人の合併及び分割の認可

特定旧法第10条第2項の法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、第1（7）を準用するものとする。

- (4) 特定旧法第13条第1項の指定旧供給区域等小売供給の休止及び廃止の許可

特定旧法第13条第1項の指定旧供給区域等小売供給の休止及び廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- (5) 特定旧法第13条第2項の法人の解散決議等の認可

特定旧法第13条第2項の法人の解散決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害を受けた地域につ

いて緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等について、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガスの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

(7) 改正法附則第23条第1項の指定旧供給区域等の変更の許可

改正法附則第23条第1項の指定旧供給区域等の変更の許可に係る審査基準については、同条第2項に許可の基準が定められているところであるが、その審査基準は、次のとおりとする。

① 同項第1号関係

「指定旧供給区域等需要に適合すること」とは、増加しようとする区域において、指定旧供給区域等小売供給約款が適用され得る者が存在することをいうものとする。

② 同項第2号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。

「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般を含めたものとし、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められるものとする。

③ 同項第3号関係

「計画が確実であること」とは、指定旧供給区域等小売供給の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体が確実なものと判断され得るものであることを意味する。

④ 同項第4号関係

「必要な供給能力を確保できること」とは、供給能力がその指定旧供給区域等の指定旧供給区域等需要に対し不足しないことをいうものとする。

(8) 改正法附則第23条第5項の期間の延長

改正法附則第23条第5項の期間の延長に係る審査基準については、上記(1)を準用するものとする。

(9) 改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可及び変更の認可

改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可又は変更の認可の基準については、同条第2項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとするほか、「旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金審査要領」(別添1)のとおりとする。

る。

① 同項第1号関係

いわゆる原価主義に基づくものであることを定めたものであり、「能率的な経営の下における適正な原価」とは、旧一般ガスみなしガス小売事業者としてなすべき企業努力を払った場合を前提とした原価を意味し、「適正な原価に適正な利潤を加え」とは、実績及び合理的な将来の予想等を基礎として算出した製造費、供給販売費及び一般管理費の適正な額に、事業の合理的な発展を遂げるに必要な資金を調達することができる程度の適正な支払利子及び配当をまかなうに足りうるものを加えることをいう。

② 同項第3号関係

「旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の責任に関する事項」とは、旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給責任、供給停止の際の免責、ガスの使用者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他指定旧供給区域等小売供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

③ 同項第4号関係

指定旧供給区域等需要に対して、料金、工事費のみならず、全ての供給条件について公平でなければならないことを意味する。ただし、ここでは、実質的な公平を意味し、正当な理由に基づいて、料金その他の供給条件に合理的な差別を設けることまでも否定するものではない。

(10) 改正法附則第25条の旧認可供給条件の承認

改正法附則第25条の旧認可供給条件の承認に係る審査基準については、特定旧法第20条ただし書の指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の承認を受けたとみなすべき場合とし、より具体的には、改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第20条ただし書の規定により供給約款以外の供給条件として承認を受けた場合とする。

(11) 改正法附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条による改正前のガス事業法（以下「特別旧法」という。）第37条の6の2ただし書の特別供給条件の認可

特別旧法第37条の6の2ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割引く必要が生じた場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

(12) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第7条第3項の指定期間の延長

特別旧法第37条の7第1項において準用する特別旧法第7条第3項の指定期間の延長に係る審

査基準については、上記（１）を準用するものとする。

- （１３）特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１０条第１項の指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可

特別旧法第３７条の７第１項において準用する特別旧法第１０条第１項の指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、第１（１７）を準用するものとする。

- （１４）特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１０条第２項の法人の合併及び分割の認可

特別旧法第３７条の７第１項において準用する特別旧法第１０条第２項の法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、第１（１７）を準用するものとする。

- （１５）特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１３条第１項の指定旧供給地点小売供給の休止及び廃止の許可

特別旧法第３７条の７第１項において準用する特別旧法第１３条第１項の指定旧供給地点小売供給の休止及び廃止の許可については、同条第３項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- （１６）特別旧法第３７条の７第１項において準用する同法第１３条第２項の法人の解散決議等の認可

特別旧法第３７条の７第１項において準用する特別旧法第１３条第２項の法人の解散決議等の認可については、同条第３項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- （１７）改正法附則第２９条第１項の指定旧供給地点の変更の許可

改正法附則第２９条第１項の指定旧供給地点の変更の許可に係る審査基準については、同条第２項に許可の基準が定められているところであるが、その審査基準は、次のとおりとする。

① 同項第１号関係

指定旧供給地点の増加は、ガスの供給に対する要望を前提とするものでない限り認められないものとする。また、「適合」を判断する際には、料金その他の供給条件等がガスの使用者の意向に適合するか否か、といった点も考慮するものとする。

② 同項第２号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。

「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、

当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般を含めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められるものとする。

③ 同項第3号関係

「計画が確実であること」とは、指定旧供給地点小売供給の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体が確実なものと判断され得るものであることを意味する。

④ 同項第4号関係

「必要な供給能力を確保できること」とは、供給能力がその指定旧供給地点の指定旧供給地点需要に対し不足しないことをいうものとする。

(18) 改正法附則第29条第5項の期間の延長

改正法附則第29条第5項の期間の延長に係る審査基準については、上記(1)を準用するものとする。

(19) 改正法附則第30条第1項の指定旧供給地点小売供給約款の認可及び変更の認可

改正法附則第30条第1項の指定旧供給地点小売供給約款の認可又は変更の認可の基準については、同条第2項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとするほか、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金審査要領」(別添2)のとおりとする。

① 同項第1号関係

いわゆる原価主義に基づくものであることを定めたものであり、「能率的な経営の下における適正な原価」とは、旧簡易ガスみなしガス小売事業者としてなすべき企業努力を払った場合を前提とした原価を意味し、「適正な原価に適正な利潤を加え」とは、実績及び合理的な将来の予想等を基礎として算出した営業費等の適正な額に、事業の合理的な発展を遂げるに必要な資金を調達することができる程度の適正な支払利子及び配当をまかなうに足りうるものを加えることをいう。

② 同項第3号関係

「旧簡易ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の責任に関する事項」とは、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の供給責任、供給停止の際の免責、ガスの使用者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他指定旧供給地点小売供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

③ 同項第4号関係

指定旧供給地点需要に対して、料金、工事費のみならず、全ての供給条件について公平でなければならないことを意味する。ただし、ここでは、実質的な公平を意味し、正当な理由に基づいて、料金その他の供給条件に合理的な差別を設けることまでも否定するものではない。

(20) 改正法附則第31条の旧認可供給条件の承認

改正法附則第31条の旧認可供給条件の承認に係る審査基準については、特別旧法第37条の6の2ただし書の指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたとみなすべき場合とし、旧ガス事業法第37条の6の2ただし書の規定により供給約款以外の供給条件として認可を受けた場合とする。

第2 処分の基準

(1) 改正法附則第22条第1項の指定旧供給区域等の指定

改正法附則第22条第1項の指定旧供給区域等の指定の基準については、同項に定められているとおりであり、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添3)のとおりとする。

(2) 特定旧法第14条第1項のガス小売事業の登録の取消し

特定旧法第14条第1項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(3) 特定旧法第14条第2項のガス小売事業の登録の取消し

特定旧法第14条第2項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(4) 特定旧法第15条第1項の指定旧供給区域等の増加の許可の取消し

特定旧法第15条第1項の指定旧供給区域等の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(5) 特定旧法第15条第2項の指定旧供給区域等の減少

特定旧法第15条第2項の指定旧供給区域等の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(6) 特定旧法第17条第5項の届出に係る指定旧供給区域等小売供給約款の変更命令

特定旧法第17条第5項の届出に係る指定旧供給区域等小売供給約款の変更命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、例えば、次のような場合とする。

① 同項第1号関係

指定旧供給区域等小売供給約款において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料

金が計算可能でない場合

② 同項第3号関係

指定旧供給区域等小売供給約款が、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第19号。以下「旧一般ガス料金算定規則」という。）に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合

(7) 特定旧法第17条第10項の届出に係る指定旧供給区域等小売供給約款の変更命令

特定旧法第17条第10項の届出に係る指定旧供給区域等小売供給約款の変更命令については、同条第9項に処分の基準が規定されているところであり、例えば、次のような場合とする。

① 同項第1号関係

料金の変更の内容として、特定旧法第17条第6項に規定する他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれている場合

② 同項第2号関係

指定旧供給区域等小売供給約款において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合

③ 同項第4号関係

指定旧供給区域等小売供給約款が、旧一般ガス料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合

(8) 特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款が認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

① 旧一般ガスみなしガス小売事業者が、特定旧法第17条第4項の届出に当たって、例えば、その経営判断において、料金の引下げとともに内部留保の積増し等財務体質の強化を行うこととした場合において、その内部留保等に関して当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が経営効率化計画等において行う自主的説明及び旧一般ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報

- ② みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号。以下「部門別収支計算規則」という。）に基づく部門別収支計算の結果を踏まえた料金設定の妥当性についての旧一般ガスみなしガス小売事業者の説明及び旧一般ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程で得られた情報
- ③ 改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款における料金について、例えば、経済産業省による定期的な評価において値上げ認可申請の必要があると評価した場合であって、旧一般ガスみなしガス小売事業者が変更の認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報
- ④ 改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款における料金について、当該料金（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条若しくは第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項若しくは第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、若しくは特定旧法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合又は同令第23条の規定により同令第23条第2項各号に掲げる方法により算定した変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とし、旧一般ガス料金算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第16号。以下「旧料金算定規則」という。）第12条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の認可を受けた場合又は旧料金算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とする。）を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価において、旧一般ガスみなしガス小売事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であつて、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の可否を評価するに当たっては、災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 指定旧供給区域等需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額の当該営業収益に対する割合（以下「営業利益率」という。）及び小口需要部門（平成29年3月31日までに終了する事業年度に係るものに限る。以下同じ。）の営業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可又は旧ガス事業法第17条第1項の供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又は第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第12条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）及び特定旧法第17条第4項又は旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第23条の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）であって、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の実施日が直近2年度間に属する旧一般ガスみなしガス小売事業者にあつては、直近年度の営業利益率又は直近2年度間の営業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が改正法附則第22条第1項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の直近10年度間の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の平均値を上回っており、かつ、指定旧供給区域等需要部門の超過利潤（指定旧供給区域等需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における指定旧供給区域等需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）及び小口需要部門の超過利潤（小口需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）の累積額（改正法附則第24条第1項又は特定旧法第17条第3項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又は第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第23条の規定により同令第23条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。）又は旧ガス事業法第17条第1項又は第3項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金（旧料金算定規則第12条の2の規定によ

り同令第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第16条の2の規定により同令第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。)の実施以降のものに限る。)が本支管投資額(過去5年平均)又は事業報酬額のうち指定旧供給区域等需要部門に係る額を超過していること。なお、小口需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧ガス事業法第17条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

ロ 指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近3年度間の平均値が改正法附則第22条第1項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、一般需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額又は大口需要部門(平成29年3月31日までに終了する事業年度に係るものに限る。)の営業収益から営業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

(9) 特定旧法第18条第2項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更処分

特定旧法第18条第2項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更処分については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(10) 改正法附則第28条第1項の指定旧供給地点の指定

改正法附則第28条第1項の指定旧供給地点の指定の基準については、同項に定められておりであり、より具体的には「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添3)のとおりとする。

(11) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第14条第1項のガス小売事業の登録の取消し

特定旧法第37条の7第1項において準用する同法第14条第1項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(12) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第14条第2項のガス小売事業の登録の取消し

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第14条第2項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(13) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第15条第1項の指定旧供給地点の増加の許可の取消し

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第15条第1項の指定旧供給地点の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(14) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第15条第2項の指定旧供給地点の減少

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第15条第2項の指定旧供給地点の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(15) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第5項の届出に係る指定旧供給地点小売供給約款の変更命令

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第5項の届出に係る指定旧供給地点小売供給約款の変更命令については、上記第2(6)を準用することとする。この場合において、「旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則(平成29年経済産業省令第19号。以下「旧一般ガス料金算定規則」という。)」とあるのは、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則(平成29年経済産業省令第20号。以下「旧簡易ガス料金算定規則」という。)」と読み替えるものとする。

(16) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第10項の届出に係る指定旧供給地点小売供給約款の変更命令

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第10項の届出に係る指定旧供給地点小売供給約款の変更命令については、上記第2(7)を準用することとする。この場合において、「旧一般ガス料金算定規則」とあるのは、「旧簡易ガス料金算定規則」と読み替えるものとする。

(17) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第18条第1項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第18条第1項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第30条第1項の指定旧供給地点小売供給約款の認可を受け、又は特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給地点小売供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著

しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

- ① 旧簡易ガスみなしガス小売事業者が、特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第4項の届出に当たって、例えば、その経営判断において、料金の引下げとともに内部留保の積増し等財務体質の強化を行うこととした場合において、その内部留保等に関して当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が経営効率化計画等において行う自主的説明及び旧簡易ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報
- ② 部門別収支計算規則に基づく部門別収支計算の結果を踏まえた料金設定の妥当性についての旧簡易ガスみなしガス小売事業者の説明及び旧簡易ガスみなしガス小売事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程で得られた情報
- ③ 改正法附則第30条第1項の認可を受け、又は特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給地点小売供給約款における料金について、例えば、経済産業省による定期的な評価において値上げ認可申請の必要があると評価した場合であって、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が変更の認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報

(18) 特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第18条第2項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更処分

特別旧法第37条の7第1項において準用する同法第18条第2項の指定旧供給地点小売供給約款等の変更処分については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

第3 その他

(1) 改正法附則第22条第2項の指定旧供給区域等の指定の解除

改正法附則第22条第2項の指定旧供給区域等の指定の解除に係る基準については、同項に定められているとおりであり、より具体的には「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添3)のとおりとする。

(2) 改正法附則第28条第2項の指定旧供給地点の指定の解除

改正法附則第28条第2項の指定旧供給地点の指定の解除に係る基準については、同項に定められているとおりであり、より具体的には「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添3)のとおりとする。